

函館市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定および函館市地域防災計画に基づき、市が行う自主防災組織の育成および指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町会等を単位として設置される組織で、防災活動への積極的な取り組みを進めるものをいう。

2 この要綱において「町会等」とは、町会、自治会等市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

3 この要綱において「防災活動」とは、自主防災組織が行う次の活動をいう。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域内の安全点検
- ウ 防災用資機材の点検および整備
- エ 防災訓練の実施
- オ その他防災上必要と認められる活動

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の情報の収集および伝達
- イ 出火防止および初期消火
- ウ 負傷者の救出および救護
- エ 避難誘導、給水、給食および支援物資等の配布
- オ その他防災上必要と認められる活動

(市の育成指導方針等)

第3条 市長は、自主防災組織の育成および指導に当たっては、町会等の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、適切な防災活動が実施されるよう、防災知識の普及および防災訓練の指導等を行う。

(設置届)

第4条 町会等は、自主防災組織を設置したときは、別記第1号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(台帳の作成)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、別記第2号様式の台帳を作成するものとする。

(解散届)

第6条 町会等は、自主防災組織を解散したときは、別記第3号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。